平成２１年（フ）第１８５４号
福岡市南区大橋２丁目３番５号
債務者　一力　勝代
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８８２号
福岡市博多区千代１丁目26番２―103号
債務者　高山　逸子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８８３号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北４丁目12番６号
債務者　横山　隆一
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８８４号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北４丁目12番６号
債務者　横山　美雪
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８９３号
福岡市西区下山門団地27番302号
債務者　友成　　匡
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９１８号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄３丁目59番地　アイディール16―405号
債務者　峰松　理江
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９２０号
福岡県大野城市御笠川４丁目２―11
債務者　江島　宏幸
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９２２号
福岡市西区今津4787番地７
債務者　脇谷　浩昭
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９３３号
福岡市西区石丸１丁目14番３号
債務者　坂本由加里（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９３７号
福岡市南区的場２丁目31番15―102号
債務者　石井　章洋
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９４１号
福岡県糟屋郡新宮町大字原上1565番地３の１
債務者　山口　和夫
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９４７号
福岡市東区箱崎２丁目34番18号
債務者　高橋　和彦
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９４８号
福岡市西区野方３丁目30番30―１号
債務者　西嶋　時江
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９５１号
福岡市西区大字飯氏288番地８
債務者　金住　　勲
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９９０号
福岡県春日市紅葉ヶ丘西７丁目１番地
債務者　曽根　一彦
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９９１号
福岡県春日市紅葉ヶ丘西７丁目１番地
債務者　曽根登志枝
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９９４号
福岡市西区今宿３丁目２番31号
債務者　村田　能章
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９９５号
福岡市西区今宿３丁目２番31号
債務者　村田モモヱ
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部